

令和5年第2回東京都北区教育委員会定例会

会議月日	令和5年2月7日（火）午後1時30分	
開催場所	北区教育委員会室	
出席委員	教育長 清正浩靖 委員 名島啓太 委員 阿良田由紀	委員 本間正江 委員 齋藤邦彦 委員 長谷川みどり
事務局職員	教育振興部長 学び未来課長 学校支援課長 教育指導課長 飛鳥山博物館長 子ども未来部長 子どもわくわく課長 子ども家庭支援センター所長	教育政策課長 学校改築施設管理課長 生涯学習・学校地域連携課長 教育総合相談センター所長 中央図書館長 子ども未来課長 保育課長

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提案内容	結果
1	2号	いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生に係る報告について	承認
2	3号	教育に関する事務についての議案作成に係る意見聴取について（令和5年第1回東京都北区議会定例会）（予算関係）	承認
3	4号	教育に関する事務についての議案作成に係る意見聴取について（令和5年第1回東京都北区議会定例会）（条例関係）	承認

令和5年第2回東京都北区教育委員会定例会会議録

令和5年2月7日（火） 13:30

清正教育長

それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより、令和5年第2回北区教育委員会定例会を開会いたします。

初めに、日程第1、第2号議案「いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生に係る報告について」です。

本件は、個人情報を含む案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定に基づき、非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

清正教育長

それでは、ただいまより会議を非公開とします。恐れ入りますが、傍聴の方はご退席をお願いいたします。

（非公開）

清正教育長

これより、会議を公開とします。傍聴の方の入場を許可します。

次、日程第2、第3号議案「教育に関する事務についての議案作成に係る意見聴取について（令和5年第1回東京都北区議会定例会）（予算関係）」について、議題に供します。

教育政策課長から説明をお願いいたします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、第3号議案でございます。

議案書2枚をおめくりいただきまして、3ページでございます。

区長から教育委員会宛ての意見聴取を求める依頼文でございます。

5ページまでお進みください。

令和4年度補正予算第7号でございます。教育振興部及び子ども未来部、両部の予算額を合算してお示ししてございます。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入でございます。上の表の右から2列目が補正額の欄でございます。

一番下の歳入合計をご覧ください。1億4,213万4,000円の増額でございます。

下段の表が、歳出となっております。

補正額の列、一番下の歳出合計でございます。こちらは、7億3,883万7,000円の減額でございます。

その下、第2表、繰越明許費補正でございます。

お示しの2事業につきまして、年度内にその支出が終わらない見込みとなったため、翌年度に繰り越して用いることができるよう、お願いするものでございます。

その下が、第3表、特別区債補正でございます。

区は、自治法の規定によりまして、外部から資金を調達する長期の借入金である特別区債を発行することができます。施設建設など、多額の資金を要する場合に発行できるものでございます。記載の目的欄の学校改築事業につきまして、お示しのよう限度額を変更するものでございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。10ページでございます。

第3号議案参考資料①を基に、ご説明させていただきます。こちら、教育振興部に関するものでございます。

12ページに、お進みください。12ページの歳出でございます。

左から2列目が、補正額の列でございます。

歳出の補正額の大部分が、減額の表示となっております。理由につきましては、右から2列目の増減説明欄にお示しのとおりでございますが、主に、実績見合いや契約差金の発生に伴う減額が多くなってございます。主なもののみ、ご説明させていただきます。

まず、上から3行目、第1項教育総務費の教育指導費の(1)の中学生海外交流事業費、派遣事業を中止し、オンライン交流会等の代替活動としたことによるものでございます。

その二つ下、(3)の文化体育等行事費、こちら部活動指導員の未配置の学校があったことによるものでございます。

その下、(4)の学力パワーアップ事業費は、学力パワーアップ講師の配置、フォローアップ教室の実施回数が見込みより少なかったこと。

また、その下のほう、第2項小学校費の学校管理費の(4)学校運営費、さらにその下の(5)プール指導費につきましては、それぞれ教員事務補助員の配置、プール指導員の配置の実績が見込みより少なかったことによる減額となっております。

一方で、第2項小学校費の学校管理費の(3)学校諸料金等及び、第3項中学校費の学校管理費の(2)学校諸料金等でございますが、光熱費の高騰の影響を受けまして、増額となっております。

その他、お示しのとおりとさせていただきます。

それでは、10ページにお戻りいただきまして、今度は歳入をご説明いたします。

左から2列目の縦に、歳入の補正額をお示ししてございます。

歳出同様に、右から2列目が増減説明欄でございます。お示しのとおりでございます。

第15款都支出金の第2項都補助金の(8)デジタル利活用支援員配置支援事業補助金につきましては、ICT支援員及び情報教育推進員の配置に対して創設された新たな補助金でございまして、令和5年度当初予算でも歳入に計上しているものでござい

す。

続きまして、その下、(9)部活動外部指導者配置支援事業補助金につきましては、部活動指導補助員に対する補助金が新たに創設されたことによるものでございます。

その他、お示しのとおりとさせていただきます。

以上が、まず、教育振興部の補正予算に関するご説明でございます。

この後、子ども未来部分につきましては、子ども未来課長からご説明いたします。

子ども未来
課長

教育長

清正教育長

子ども未来課長

子ども未来
課長

本来でしたら、資料の14ページをご覧いただきたいと申し上げるべきところなんですけれども、本資料、多々間違いが発覚いたしまして、本日、席上にカラー刷りで表を1枚置かせていただきました。左上に、第3号議案説明資料②と書いてあって、タイトル、令和4年度7号補正予算(子ども未来部)となっている資料でございます。

お手元、準備はよろしいでしょうか。

黄色の枠で赤い字で書かれているところが、事前にお渡ししたものと変わっている箇所になります。金額につきましては、当初、要求額を書いて査定後のものを反映していなかったということ、あと増減説明につきましては、前年度のものをそのまま横引いてしまったといったような部分が大きかったところでございます。大変、申し訳ございませんでした。

内容でございます。

まず、1枚おめぐりいただきまして、歳出の表のほうから説明をいたします。資料でいうと3ページになります。

教育振興部と同様、今年度の実績見合いのほとんどの項目については、今年度の実績見合いの残額を減額補正するといったようなものでございます。ただし、それ以外のものにつきまして、若干、触れたいと思います。

まず、表の真ん中辺りの保育所費の(1)です。

保育所運営費でございますが、こちら増額になっておりまして、これは公立保育園の光熱費の高騰に伴う増額となっております。

その3つ下です。私立保育所委託費でございますが、こちらは在籍児童数が見込みよりも増となったため、実績見合いで、こちらは増額としてございます。

そのまた3つ下でございます、児童保育委託費返還金。

そしてさらに、一番下にも返還金がございます。子ども・子育て支援交付金等返還金というのがあるんですが、こちらは、令和2年度及び令和3年度、国や東京都の負担金、補助金を実績に応じて返金するための経費となっております。

次のページ、教育費に進みます。

私立幼稚園費の(3)でございます。私立幼稚園施設型給付費なんですけど、こちら、区外で新制度に移行した園が増えまして、そうしますと北区民の在園児数が、こちらの

ほうについては、増えたということで増額を行っております。

次です。

2つ下の(5)の私立幼稚園幼児教育振興費。そして一番下です、認定こども園費の(1)私立認定こども園補助事業費でございますが、こちらは、送迎バス等の安全対策事業に伴う増となっております。

こちら、9月に静岡県牧之原市の認定こども園で起きた送迎バス内に児童を置き去りにしてしまったという事故を受けまして、安全対策装置の設置などにかかわる補助経費となっております。

年度末の補正予算、新規の事業計上されるということは極めて稀ではございますが、東京都の補助金等が今年度に創設されたことから補正予算で計上し、先ほどご説明しましたとおり、基本的には繰越明許により次年度の調達を行うといったような取扱いになることとございます。

1ページ、お戻りいただきまして、歳入の表でございます。1、2ページに歳入の表でございますが、歳出に対応した国や東京都の補助金、負担金への増減となっております。

補正予算についての説明は、以上となります。

教育政策課
長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課
長

それでは、引き続きまして、令和5年度の一般会計当初予算の教育振興部分についてご説明いたします。

しばらくの間、お時間をいただきます。

まず、議案書の7ページをご覧ください。7ページでございます。

第1表、歳入歳出予算でございます。こちらは、業務の予算額が合算した表になってございます。

上段が歳入で、表の一番下の歳入合計、お示しのとおり213億4,361万5,000円でございます。

下段、歳出でございます。それぞれ各課にお示しのとおり、合計で615億7,391万円でございます。令和4年度よりも72億円を超える歳出額の増額となっております。

続きまして、裏面8ページをご覧ください。

第2表、債務負担行為でございます。

予算が単年度主義でございますが、大規模な工事など複数年にわたる契約の場合に、あらかじめ定めた期限までの限度額の範囲で、予算執行を行うことを前もって議会に了解を得ることとなっております。お示しのとおりでございますが、仮称都の北学園建設の工事につきましては、令和6年度から7年度にかけてでございます。

それから、一番下の堀船中の送迎用バス運行管理業務委託につきましては、令和6年

度から令和8年度までにかけての複数年にわたる委託となっております。お示しの期間、限度額をもって債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

その下が、第3表、特別区債です。

将来的に、計画的な学校改築等進めるため借入れをして、効率的な財政運営を図ってまいります。学校改築業につきまして、お示しの限度額としてお願いをするものでございます。

続きまして、18ページをお願いいたします。

第3号議案参考資料③に基づきまして、ご説明させていただきます。

こちらは、教育振興部分でございます。当初予算額につきまして、昨年度との増減比較を示してございます。

18ページが、歳入でございます。

歳入は、左から縦列の2列目、項ごとに予算額を整理した表となっております。右の列に増減額、主な要素などをお示ししてございます。

お示しのとおりでございますが、国庫支出金の国庫負担金、公立学校施設整備費と国庫補助金、学校施設環境改善交付金が増加しておりますが、これは主に仮称都の北学園の新築工事が最終年度を迎えることにより、大幅な増額となっております。

その下、都支出金、都補助金につきましては、令和4年度第7号補正でもご説明しました、デジタル利活用支援員配置支援事業補助金及び部活動外部指導者配置支援事業補助金について、当初予算にも計上したことによりまして、大幅な増額となっております。

続きまして、19ページ、20ページが歳出となっております。

歳出は、予算書の目ごとに予算額を整理してお示ししてございます。ここでは、増減額の大きなもののみ触れさせていただきます。

資料の上段、教育費、教育総務費、教育指導費の主な増減額要素の欄、仮称都の北学園開設準備費の増額でございます。

北区初の施設一体型小中一貫校となる同学園の令和6年4月の開校に向けまして、現在使用している標準服を新たな標準服に買い換える必要がある場合など、買換えが必要となる指定用品について公費で負担する経費を計上するとともに、交流事業の一層の充実、閉校式、新校舎の開設に必要な備品、消耗品等の購入に必要な経費でございます。

新規事業につきましては、教科書採択経費を計上してございます。もう一つの新規事業、教科担任制推進事業費は、この後、議案説明資料④でご説明をさせていただきます。

続きまして、同じく教育総務費の義務教育学校施設建設費でございます。

仮称都の北学園建設費について、新築工事の4年目及び既存校舎の解体やグラウンド整備などを行う2期工事の1年目を実施いたします。先ほどの仮称都の北学園開設準備費と本建設費、合わせまして59億円弱の増額となっております。令和5年度予算におきます教育費の増額分の大きな内訳となっております。

続きまして、中段、小学校費の学校管理費でございます。

35人学級の導入及び児童数増への対応で、11億円強の増額でございます。内容は、議案参考資料④で触れさせていただきます。また、学校管理費では、光熱水費の高

騰によりまして、学校諸料金等が大きく増額となっております。

続きまして、その2つ下、学校給食費でございます。

給食費につきましては、これまでも多子世帯を対象に給食費の補助を行ってございましたが、物価高騰による子育て世代の家計への影響を踏まえ、子育て支援施策のさらなる充実、これを図るために令和5年4月より当分の間、児童生徒の給食費を完全に無償化するため、学校給食費保護者負担軽減策事業費補助金を大幅に増額するものでございます。中学校費も同様でございます。

その2つ下、学校施設建設費につきましては、令和5年4月に開設する西が丘小学校の新校舎の改築工事が終了したことにより、大幅な減額となるものでございます。

20ページにお進みください。

上段の中学校の学校管理費でございます。

学校諸料金等につきましては、小学校と同様、大幅に増額してございます。

その2つ下、学校給食費でございます。小学校と同様、生徒の給食費について無償化をすることにより大幅に増額となっております。

さらに、その2つ下、学校施設建設費でございます。堀船中の設計、解体工事に必要な経費で増額となっております。

続きまして、校外施設費の校外施設管理費でございます。

那須高原学園の空調設備につきましては、これまで全館空調がなく、特定の場所について個別の空調がございましたが、今回、全館空調を設置するものでございます。

続きまして、22ページ、お願いいたします。

第3号議案説明資料④と書かれている資料をご覧ください。

令和5年度の主要事業一覧、教育振興部分でございます。

こちらは、一番右の縦の列にお示しのとおり、課ごとに並び替えた主要事業の表でございます。令和5年度、4年度の予算額及びその増減をお示ししてございます。なお、議案参考資料③でご説明した事業及び特段の記載項目がない事業については、説明を割愛させていただきます。

まず、1番でございます。教育ビジョンの改定に伴う経費で2年目となるものでございます。

今年度、保護者、児童生徒向けにアンケートを実施したところでございまして、次回の教育委員会では結果をお示しできるものと考えてございます。令和5年度は、改定作業に当たるところでございまして、学識経験者による懇談会等に必要な経費を計上してございます。

3番のGIGAスクール構想事業費でございます。

事業で、きたコンを活用する際の教員への支援等を行うICT支援員を各校、月に2回増やしまして、月4回派遣するものでございます。

6番の学校施設整備費は、35人学級の段階的導入及び児童数増に対応するものでございまして、お示しの工事、設計、調査等を行うものでございます。

7番の学校改築事業費、8番の学校リノベーション事業費につきましては、お示しのとおりでございまして、新たに赤羽台西小学校の改築設計、豊川小学校のリノベーション設計に着手いたします。

9番の学校運営費でございますが、教員の補助者として授業準備等に従事する教員事務補助員を小学校の大規模校に加配するとともに、中学校各校へ新たに配置いたします。大規模校への加配の考え方といたしましては、近年の児童生徒数の増加を踏まえた新たな対応として、小学校25学級以上、中学校19学級以上の学校を第2希望校と分類しまして、学校運営上のソフト面の支援を行うため、学校が希望する場合に会計年度任用職員の加配を行うためでございます。

23番の学力パワーアップ講師・学校経営支援員の加配も同様の考え方でございます。

また、10番と11番につきましては、中学校で1学年6学級以上の場合を大規模学年に分類し、それぞれ岩井臨海学園及びイングリッシュキャンプに同行し、生活指導等において学校教職員の補助を行う宿泊事業補助員の加配を行うための経費を計上してございます。

23ページ、お願いいたします。

13番、新校舎開設準備費につきましては、お示しのリノベーション工事実施校の開設準備に要する経費を計上してございます。

16番、給食施設整備費でございます。

令和4年度から3年かけまして、改築リノベーション校を除く給食室の空調未設置校に順次空調機を設置するものでございまして、5年度は12校で空調機を設置するものでございます。

18番、認定こども園開設準備費でございます。

令和7年度に開設いたします幼稚園型認定こども園、現在のうめのき幼稚園の場所でございますが、園舎増築設計の2年目に必要な経費を計上するものでございます。

19番、学校支援ボランティア活動推進事業費でございます。

スクールコーディネーターの方などの学校活動を支援される地域の方々が、学校内で使用するタブレット・Wi-Fiルーターを配備するための経費です。

21番、心の教育推進事業費でございます。

これまで実施してまいりましたQ-U調査について、WEBQU、いわゆる電子版に移行するものでございます。

22番、文化体育等行事費でございます。

東京ヴェルディと連携し、子どもの体力向上を向上させる取組を行ってまいります。令和5年度は、区立幼稚園認定こども園、小中学校から10校園を推進校として指定し、事業を展開してまいります。

23番、学力パワーアップ事業費でございます。

大規模校へティームティーチングによる児童生徒の学習指導を行う学力パワーアップ講師、もしくは教育活動の補助業務を行う学級経営支援員を加配する事業でございます。

24番は新規事業で、教科担任制推進事業費でございます。

小学校高学年における教科担任制について、令和6年度から小中一貫校となります神谷小学校と稲田小学校でモデル実施をするものでございます。

続きまして、25番、児童生徒適応指導教室運営費でございます。

学識経験者を含めました（仮称）不登校対策検討会議、こちらを開催しまして、今後の不登校対策などを検討してまいります。

26番、埋蔵文化財発掘調査事業費でございます。

令和2年度に取りまとめた中里貝塚整備基本計画に基づき、今年度、基本設計を行いまして、5年度は実施設計を行うための経費を計上するものでございます。

28番、図書館維持管理費でございます。

中央図書館の定期休館日が休日と重なった場合には、原則翌日を振替休館といたします。また、王子、赤羽、滝野川、各地域で、最も夜間利用が多いと予想される地区図書館について、開館時間を1時間延長し、午前9時から午後8時までといたします。

以上、教育振興部の主要事業の説明とさせていただきます。

この後、子ども未来部につきまして、子ども未来課長からご説明いたします。

子ども未来
課長

教育長

清正教育長

子ども未来課長

子ども未来
課長

では、私のほうから引き続き、子ども未来部の令和5年度当初予算（案）について、ご説明させていただきます。

まず、24ページ、ご覧いただけますでしょうか。左上に3号議案参考資料⑤とある資料になります。

表が2つございますが、ページ途中から始まる歳出での表、ご覧いただけますでしょうか。

款では、福祉費と教育費、2つの款がございまして、合計の予算額は約304億円でございまして、対前年度比で約4億6,500万円程度、約1.6%の増となります。

次のページ、26ページ以降で、新規またはレベルアップ事業を中心に主な取組を説明させていただきたいと思っております。

まず、3番でございます。子ども医療費助成費でございます。

ここでも、この教育委員会でも報告いたしました、次年度から高校生を対象とする医療費助成について、これまで入院費のみを対象としてございましたが、通院費に拡大するといったことで予算額増となってございます。子ども未来課の予算では、本資料には記載がございませんが、子育てにっこりパスポートといいまして、カードになってまして、これを商店に持っていくと多少割引だったり特典が得られるといったようなものがあるのですが、こちら、東京都が実施する子育て応援とうきょうパスポートと内容が重複することから令和5年度いっぱい終了するといったようなことで、次年度は東京都事業への移行を進める取扱いとするといったようなことが盛り込まれた予算となっております。

次です。14番です。

留守家庭対策費でございますが、学童クラブの増設及び待機児童解消のための355名の定員拡大に要する運営費等に加えまして、令和6年度から放課後子ども総合プラン

の時間延長を行うことによる新たな育成料の徴収に対応したシステムを導入します。

ナンバー15番でございますが、学童クラブの入退出におけるICTシステムの導入を行いまして、業務効率化による職員の負担軽減や利用児童の安全確保を図るといったものでございます。

次です。18番です。1点、訂正をさせていただきます。

①で私立認可保育所1園新設とございますが、これ、昨年度の説明がそのまま残ってしまった形でございます。大変申し訳ございません。来年度、保育園の増設というのはありません。54園、現在もありまして、そのままです。大変申し訳ございません。

次に20番の地域型保育事業費です。

これまで認可保育所のみを対象としていた紙おむつ処分費の補助を、令和5年度から地域型保育施設にも拡充する予算としてございます。

21番です。民間保育所運営支援事業費です。

まず、清掃など業務を行う者の配置に係る経費、こちらを補助するといった保育体制強化事業というのがあるんですが、これまで認可園のみを対象としていたところがございますが、地域型施設にも拡充する。そのほか、保育所の定員割れに伴う補助を新設するといった内容となっております。

次です。

また、本資料からちょっと記載が抜けてしまっていて申し訳ないんですが、保育課管理費という予算がございまして、こちらでは、保育園入所利用調整のためのAIを導入いたしまして、事務作業の効率化と選考結果の早期化を図りたいと考えてございます。

次です。子ども家庭支援センターの所管事業に移ります。24番です。

子ども家庭支援センター運営費でございますが、こちらはヤングケアラーに係る研修会の実施等に係る予算を新たに計上してございます。

25番の子ども在宅サービス事業費でございますが、まず、子どもショートステイでは、利用者の利便性向上のため、定員や対象年齢、年間利用日数等の拡充を行うほか、保護者の強い育児疲れ等が見られるような支援家庭を対象としたショートステイを新たに開始いたします。また、安心ママヘルパーのベビーシッターでは、これまで対象を生後6か月までとしていたところを3歳未満までに拡大するなどの拡充を図ります。

行ったり来たりで恐縮ですが、24ページ、歳入のほうお戻りください。

歳入でございますが、今、申し上げました歳出予算に対しまして、国や東京都の負担金、補助金、または保育園等の利用にかかる自己負担金となっておりまして、令和5年度の予算額は130億3,600万円余となっております。前年度比で3.5%の増となっております。

以上、ご説明申し上げます。

清正教育長 それでは、本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

本間委員 教育長

清正教育長 本間委員

本間委員

ご説明、ありがとうございました。

いずれも、教育振興部のほうの関連で、教えていただきたいことです。

まず、1点目が、部活動ですとか、あるいは学力パワーアップ授業、プール指導員等のことで、それぞれ人材不足等ですとか、実施回数が見込みより少ない、あるいはプール指導員も見込みより少ないというようなことがありましたけれども、とても大事な学校現場を、あるいは児童生徒のフォローに大事なものだというふうに思うのですが、この辺りの現状について、どのようなことになっているのか教えていただきたいことが、1点目です。

2点目ですけれども、先ほど、今後の学校の規模の増大に向けてということで、教員事務補助員等の加配という話がありました。それ以外に、例えば養護教諭ですとか、専科など、一人の教員にかかってくる負担が多い部分、あるいは専科等も、どの学年に配置できるというような辺りのことについては、もちろん東京都との関連があることは承知しているところですが、その辺りについても区費としてフォローしていくようなことについての検討があるのかどうかということについても教えていただきたいと思います。

次に、仮称都の北学園関連で、教科担任制の推進事業費についての話もございましたけれども、今現在、どのような状態で具体的にどの教科についてというようなことで検討がなされているのか、教えていただきたいというふうに思います。

あと、不登校対策ということで、児童生徒適応指導教室運営費ということの話もございましたけれども、今後、会議が開催されて、その中でということになるかというふうに思いますけれども、大幅な見直しを考えていらっしゃるのかどうか、今現在、見通しとしてお持ちのことがあったら教えていただきたいと思います。

以上です。

清正教育長

それでは、4点あるかと思いますが、まず、どこから行きますか。

教育指導課長

教育長

清正教育長

教育指導課長

教育指導課長

では、幾つかの質問に、教育指導課の部分について、お話しします。

一つ、部活動指導員のことについてなんですけれども、中学校各校1名の配置の計画でございましたけれども、まず一つは、その年の教員の配置により、教員の専門性の問題から希望する部活動が毎年変わる学校もございます。そこから募集をかけて、区のホームページや学校の近隣の方への声かけなどしているわけですが、特殊な一つのスポーツの専門性を持つ方がなかなか見つからないという状況で、配置ができていないところです。実際に、部活動をやる時間帯も4時から6時程度の間の時間帯が、また協力できる方というのも難しいところだということは感じております。

あと、パワーアップ講師や学級経営支援員につきましては、学校により配置の実数が足りなかったというところもございますけれども、指導課としては、ある程度、途中増員も可能性がある学校のことも含めて予算を確保していますので、金額補正をする部分につながってございます。

フォローアップ教室については、回数、学校による事情もございますけれども、区の計画どおり実施するようには、学校に働きかけているところでございます。

もう一つ、別のお話で、教科担任制についてでございます。

神谷小、稲田小については、小学校5、6年生において、理科と社会の教員を確保して専科制を始めようと思っています。今、学校と調整中ですが、もともとの担任のほうでも従来の教科を分担して教科担任制を拡充できないかということで検討しております。

以上です。

学校支援課
長

教育長

清正教育長

学校支援課長

学校支援課
長

では、私からは、プール指導員の現状についてお伝えいたします。

こちら、プール指導員のほうは、夏季休業中を中心にプール指導を円滑に実施するために外部指導補助員、各学校に配置しておるものですが、こちら夏季プールの設定日数が少なかったことにより減額となったものでございます。

夏季プールのほうもコロナ禍の影響を受けまして、令和2年度は全て中止、令和3年度についてもプール授業の開始直後に緊急事態宣言が出されまして中止となったところなんですけれども、今年度は一定程度戻ってきたところでございますけれども、予算の想定に対し3分の1程度実施となったものでございます。こちらの夏休み時期に第7波の感染拡大が重なった影響もあるのかなというふうに思っております。

また、プール指導につきましては、感染防止対策のために生徒の密集を避けるという意味で、現在、複数学級であっても単学級のみを対象としてきました教科プールへの補助員配置、こちら今年度は認める形で実施をしたのでございますけれども、結果として、このような状況となったわけでございます。

私からは、以上でございます。

学び未来課
長

教育長

清正教育長

学び未来課長

学び未来課
長

学び未来課です。

規模による教務ですとか、専科教員などの配置の件ですけども、その辺りは委員、お

っしゃるとおり、東京都との関係がなかなかあるという中で、もう既に大規模化が進んでいる学校がございまして、学校運営にかなり厳しい状況という中では、区の予算で迅速に対応ができる教員、事務補助員ですとか、その辺りの検討を行っていたところございまして、今、教務ですとか、専科ですとか、その辺りの検討まではなかなか進んでいないというところでございます。

以上です。

清正教育長 不登校の関係では、何か。

教育総合相談センター
所長 教育長

清正教育長 教育総合相談センター所長

教育総合相談センター
所長 教育総合相談センターです。
不登校対策検討会議の開催でございますが、来年度、年4回程度で、そのうち学識経験者の方、2回程度、今回、その分の増といたしまして、3万8,000弱、この300万というのは、現在の適応指導教室の指導員が1名増ですので、その金額でございます。今回、検討会の中では、基本的な方針であったり、あるいは、それに伴うプランであったり、そういった今後の不登校対策について検討していく予定でございます。
以上です。

本間委員 教育長

清正教育長 本間委員

本間委員 それぞれ、お答えいただいて、ありがとうございました。
なかなか、特に人的なことに対する予算が厳しいことは重々承知しているところですが、先ほど養護教諭等の話がなかなか今後の課題というふうに受け止めましたけれども、ぜひ、先ほどもいじめ云々に関する重大事案のことがありましたけれども、なかなか教員にゆとりがありませんと。特に養護教員の存在も大きいというふうに思いますので、一度、生徒の生活全般に関わってくるとても大事なことだというふうに思います。働き方改革以前の問題だというふうに思いますので、ぜひ、東京都のほうへの働きかけ及び区でのフォローを引き続き検討していただきたいというふうに願うところです。
どうぞよろしく願いいたします。

清正教育長 ほかに、いかがでしょうか。

阿良田委員	教育長
清正教育長	阿良田委員
阿良田委員	<p>ご説明、ありがとうございました。</p> <p>本間委員の質問の1点目と重なる部分が大分あると思うのですが、教育振興部の何か所かの予算の補正減額について、やっぱり私も気になっております。</p> <p>フォローアップ教室ですとか、教員事務補助員ですとか、プール指導員、これは人材が要らなかったではなく、人材が探せなかったから使えなかったということが、学校現場としてはあるのではないかと考えております。指導課長さんからは、途中増員を含めた当初の予算であったことや、学校への働きかけをしてくださっているということでしたが、その働きかけの中に、ここで言うだけなら簡単に申し訳ないですが、信用できる派遣会社とか、求人情報誌とか、サイトとか、そういうものへの掲載、人材探しへの支援というのものも、ぜひ一つ、教育委員会のほうから各学校に入れていただければとお願いしたいと思います。</p> <p>どうぞよろしくお願いたします。</p>
教育指導課長	教育長
清正教育長	教育指導課長
教育指導課長	<p>指導課長です。</p> <p>部活動指導員やパワーアップ講師、それから学級経営支援員等、学校でも探していただいて、推薦していただいてもいいんですが、基本的には指導課のほうで区のホームページに上げて、募集して、面接をして、採用の可否も決めて、配置をしているような状況でございます。先ほど申し上げたように、部活動等専門性のあるようなものについては、確かに応募する方が少なくてというところがありますが、パワーアップ講師や学級経営支援員、次年度に向けても今採用の事務、進めておりますけれども、かなり応募がありまして、計画どおり配置できないということは、次年度については発生しないように考えております。</p> <p>以上です。</p>
阿良田委員	教育長
清正教育長	阿良田委員
阿良田委員	ありがとうございます。よかったです。
清正教育長	ありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特に反対意見はないようですので、本件につきましては、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないと認め、第3号議案については、原案どおり承認することに決定いたします。

次に、日程第3、第4号議案「教育に関する事務についての議案作成に係る意見聴取について（令和5年第1回東京都北区議会定例会）（条例関係）」について、議題に供します。

学校支援課長から説明をお願いいたします。

学校支援課長 教育長

清正教育長 学校支援課長

学校支援課長 それでは、私から第4号議案につきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書1枚おめくりいただき、1ページをご覧ください。

令和5年第1回北区議会定例会に提出する予定の条例議案について、区長から意見を求められているものでございます。

今回、対象となる議案は、東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の1件でございます。議案書3ページからが本条例の改正案でございます。

恐れ入りますが、議案書5ページの説明欄のほうをご覧ください。

学校医等の公務災害補償の補償基礎額の改定を行うため、この条例案を提出するものでございます。本条例における区立学校の学校医等の保証基礎額は、都立学校に準拠しており、このたび東京都において補償基礎額を引き上げる条例改正があったため、併せて改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、6ページ、新旧対照表をご覧ください。上段が改正後の表、下段が現行の表でございます。

別表、補償基礎額表のうち、経験年数5年未満の学校医及び学校歯科医の保証基礎額を7,059円から7,194円とするなど、お示しのとおり経験年数が15年未満のものについて、引上げを行うものでございます。

恐れ入りますが、4ページにお戻りいただきまして、附則でございます。

本条例は、公布の日から施行するものとし、改正後の規定につきましては、令和4年4月1日から適用いたします。

第3項では、本条例の施行日前に支払われた金額を改正後の規定に基づく公務災害補償の内払いとみなす経過措置を設けるものでございます。

私からの説明は、以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

清正教育長

説明、ありがとうございました。

本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。

特に、反対意見はないようですので、本件については、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、第4号議案につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。

以上で、本日の日程全てを終了いたしました。

これをもちまして、令和5年第2回教育委員会定例会を閉会いたします。